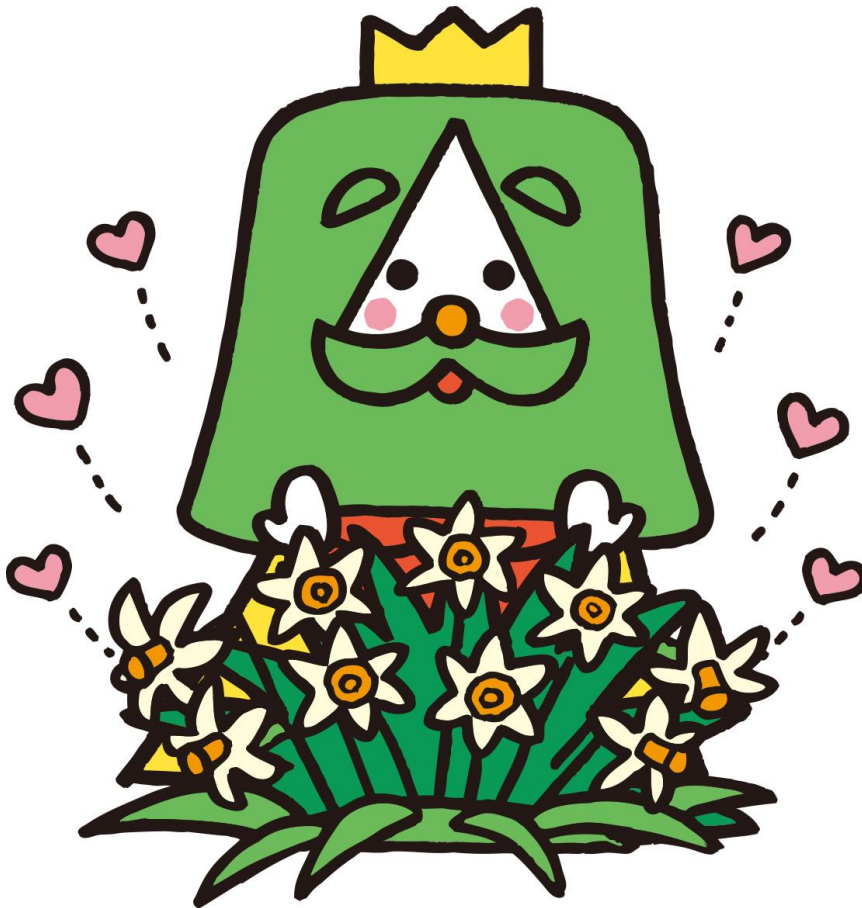


令和7年度

蔵王町 認定こども園
募集要項

(令和7年4月1日入園用)



申込手続き等の問い合わせ

永野保育所	蔵王町大字円田字天王下1番地1	33-3053
永野幼稚園	蔵王町大字塩沢字上野29番地23	33-3579
認定こども園	蔵王町宮字明神前55番地	22-8380
子育て支援課	蔵王町大字円田字西浦北10番地	33-2122

※4月入園の一斉申込は10月に既に終了しており、残りの入園枠は若干名となります。

◆認定こども園について（令和7年度より）

対象年齢	特 徴
0歳児～5歳児	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能や特長を併せ持っています。幼稚園機能（3歳児以上対象）は保護者の就労の状況にかかわらず利用が可能です。

施設名	住所	電話番号
おおぞらこども園（永野）	蔵王町大字塩沢字上野29番地23	33-3579
おひさまこども園（宮）	蔵王町大字明神前55番地	22-8380

◆支給認定について

「年齢」及び「教育希望」または「保育の必要量」によって、支給認定区分が決定され、支給認定証が交付されます。

認定区分		対 象 児 童
教育認定	1号認定	満3歳以上で幼稚園教育を希望される場合（預かり保育を利用する場合も含む）
	2号認定	満3歳以上で、下記の「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合
保育認定	3号認定	満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合

◆保育の必要性の事由

保護者が以下の要件のいずれかに該当する場合、保育の必要性があると認定されます。

1	就 労	1か月あたり64時間以上の就労
2	妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後まもないこと。
3	疾病・障害	保護者の疾病、障がい
4	介 護 等	常時、同居又は長期入院等している親族の介護・看護
5	災 害 復 旧	震災等の災害復旧に当たっていること。
6	求 職 活 動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること。 ※ <u>90日経過後の月末（6月末）まで就労に該当しない場合は、6月末で退所となります。</u> また、入所中に退職した場合も、退職日の翌日から90日経過後の月末まで就労しない場合も同様です。
7	就 学	学校（職業訓練校等を含む）に在学していること。
8	虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること。
9	育 休 継 続	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。

【 ご注意 】

- ① 入園中であっても、上記の要件に該当しなくなった場合は、0～2歳児は退園となり、3～5歳児のお子さんについては教育認定へ変更となります。
- ② 育児休業取得中の方で、入園後、職場復帰予定の方は、6月1日から復帰して頂く必要があります。入園申し込み時点では育児休業期間の変更の必要はありません。入園内定後、育児休業期間の変更が必要になります。

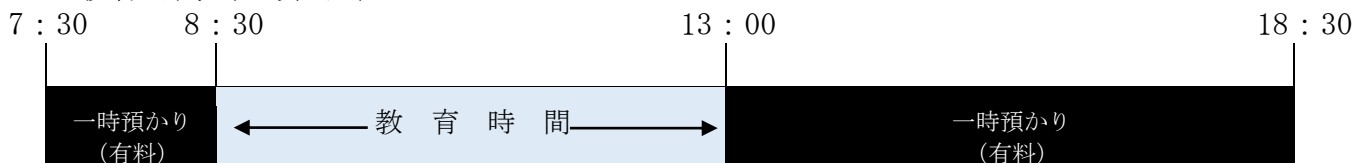
◆教育・保育の実施日・時間

実施日

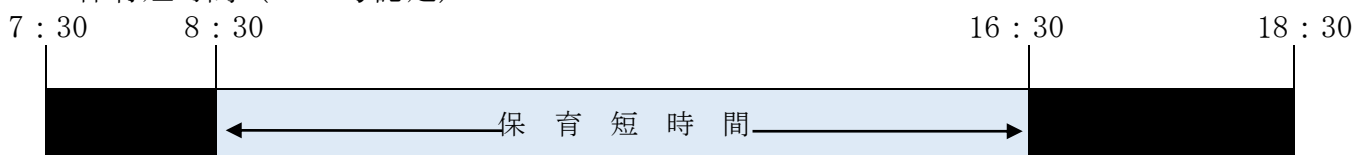
- ・教育認定 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）、長期休業（夏・冬・春休み）あり。
- ・保育認定 月～土曜日（祝日・年末年始を除く）
土曜日は家族全員が仕事のために家庭での保育ができない場合に限りま
す。

時 間

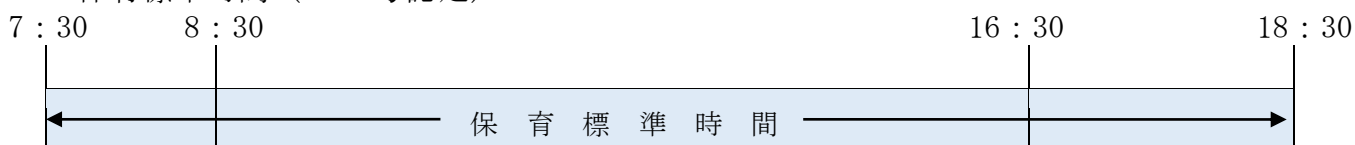
《教育時間（1号認定）》



《保育短時間（2・3号認定）》



《保育標準時間（2・3号認定）》



※求職活動中の方や育児休業中の方は保育標準時間は利用できません。

◆募集児童・定員予定(4月1日入園) 蔵王町在住者

	おおぞらこども園 (永野) (旧永野幼稚園・保育所)	おひさまこども園 (宮)
0歳児 R6.4.2～R6.10.1 生まれ	9人	6人
1歳児 R5.4.2～R6.4.1 生まれ	18人	12人
2歳児 R4.4.2～R5.4.1 生まれ	18人	12人
3歳児 R3.4.2～R4.4.1 生まれ	30人 (うち1号10人)	20人 (うち1号5人)
4歳児 R2.4.2～R3.4.1 生まれ	30人 (うち1号10人)	20人 (うち1号5人)
5歳児 R1.4.2～R2.4.1 生まれ	30人 (うち1号10人)	20人 (うち1号5人)

※ 0歳児の途中入園につきましては、定員に空きがある場合6か月経過後から入園できます。
ただし、令和7年4月1日生まれまでが対象になります。(0歳児クラス年齢対象)

◆入園の優先基準(3号認定児)

- ① 申込者数は、定員を超える場合があります、すべての方が希望の認定こども園に入園できるとは限りません。定員を超える申込があった場合は、保育を必要とする程度の高い児童から優先的に入園することになります。

- ◆ 原則的には父母が共働き、多子世帯、または母子・父子家庭で勤務時間の長い方の優先度が高くなり、勤務時間の短い方、求職中の方などは優先度が低くなります。
- ◆ 利用調整のため、同居している65歳未満の祖父母等についても、就労証明書等を提出していただきます。なお、住民票において世帯分離している場合でも、同じ家屋に住んでいる場合は、同居となります。

- ② 利用調整については、申請書に記入された希望の保育施設で行います。

- ◆ 第1希望のみであれば、その保育施設だけでの利用調整となります。
- ◆ 第2希望までの場合、**利用調整で第2希望の保育施設となる場合があります。**

◆1・2号認定児で定員を超える申込があった場合

お住まいの地区や保護者の方の通勤経路により、第1希望以外のこども園・幼稚園の利用が可能か相談させていただく場合があります。

◆入園の制限

町税等に未納・滞納がある場合は、入園が制限されますのでご承知ください。(蔵王町行政サービス制限指導要領に基づく行政サービス制限が実施されており、認定こども園・幼稚園・町営住宅等を利用するには、町税等に未納がないことが条件になっています。)

※4月入園の一斉申込は10月に既に終了しており、残りの入園枠は若干名となります。

◆保育料

1・2号認定児

幼児教育・保育の無償化により無料。ただし、おやつ代月額1,000円が別途かかります。

※一時預かり事業(1号認定児対象)は1日1時間につき、月額1,800円。

3号認定児

最大36,000円。世帯の住民税額に応じた階層区分により保育料を決定します。住民税非課税世帯については、幼児保育の無償化により無料。詳しくは別7・8ページをご覧ください。

◆申込について

(1) 申 込 先

蔵王町子育て支援課（役場北側・地域福祉センター内）へ

(2) 受付期間

令和7年2月3日（月）から令和7年2月28日（金）まで

※ 提出が遅れた場合は、4月1日入園の選考の対象となりませんのでご注意ください。

※ 郵送の場合は、2月28日（火）まで必着。

必要書類

兄弟姉妹の入園を合わせて申込む場合にも、お子さん1人につき各1部の申込書が必要です。

保育認定の添付書類については、原本を1部とし、あとはコピーで構いません。原本は1番年上のお子さんに添付してください。

●教育・保育認定共通

提出書類	備 考
施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定書	<u>家族全員のマイナンバーを忘れず記入してください。</u> <u>記入がない場合、受付できません。</u>
認 定 こ ど も 園 入 園 申 込 書	令和7年4月1日現在で記入してください。
承 諾 書	保育料・給食費の階層算定に使用します。(保護者名で記入してください。)

●保育認定のみ 2号認定 両親分

3号認定 両親分の他に、20歳以上65歳未満の同居している親族がいる場合は、同居親族全員分を提出（世帯分離していても1つ屋根の下で暮らしている場合は必要）

提出書類	備 考	
認 定 時 間 確 認 票	求職活動中・育児休業中の方は短時間認定のみとなります。	
添付書類	就 労 証 明 願	職場から勤務(内職)していることの証明をもらってください。
	自 営 業 証 明 願	内容を具体的に記入し、地区担当の民生児童委員の証明をいただ いてください。
	農 業 証 明 願	

添付書類	就学状況申立書	学生証等の写しも添付してください。
	求職活動状況等申立書	求職活動をしている方、入所後に求職活動を行う方は提出してください。(両親のみ)
	介護・看護状況申立書	障害者手帳や介護保険被保険者証等の写しも添付してください。
	疾病・障害状況申立書	疾病の場合は、診断書等を提出してください。障がいがある場合は、障害者手帳の写しを添付してください。
	祖父母等の調査	65歳未満の同居者で、就労なしの場合に記入してください。

※申込書等の内容に変更があったら

- ① 申込書や添付書類の内容（住所・就労状況・家庭状況等）に変更があった場合は、子育て支援課まで連絡してください。
- ② 新たに勤務先が決まった場合（退職等）や、就労時間等に変更があった場合は就労証明書を提出してください。
- ③ 入園を辞退する場合も、必ず連絡してください。

※ 入園後も住所・就労状況・家庭状況等に変更があった場合は、直ちに変更届と必要書類を認定こども園に提出してください。

◆入園までの流れ

申請書配布	1月6日から	子育て支援課でお受け取りください。ホームページから必要書類のダウンロードも可能です。
申込受付	2月3日から2月28日	子育て支援課で受付します。 添付書類を確認し、家庭の状況などをお伺いします。(必ず保護者の方が申請のこと) お早めにお申込みください。
選 定	3月	入園児選定会議を開催します。 入園枠に対して申込者数が上回る場合 3号認定児は、保育を必要とする程度の高い方から選定して入園決定します。入園希望者多数の場合には、入園できない場合がありますのであらかじめご了承ください。 1・2号認定児は、お住まいの地区や保護者の方の通勤経路により、第1希望以外のこども園・幼稚園の利用が可能か相談させていただく場合があります。
入園決定	3月	入園決定をしたときは「認定こども園入園承諾書」(内定の場合は入園内定通知書)を保育の

		実施を行わないときは「認定こども園入園保留通知書」を文書で通知します。新年度になり次第、支給認定証を送付します。2・3号認定を申請した方で保育の必要性に該当しないときは、支給認定申請書却下通知書を送付します。
入園児面談 場所・日付	3月上旬から中旬 個別対応	新規入園の方に、入園する認定こども園において面談いたします。
入園	令和7年4月1日	入園式等については、入園児面談の時にご案内します。

◆認定こども園に慣れるまで（新入児保育）

認定こども園は集団生活の場です。集団生活に入る子どもたちにとって、生活環境の変化は肉体的・精神的に大きな影響を与えることになります。

そのため、入園初日から1日保育は難しいので、少しずつ保育時間を延長して、その後1日保育となります。

◆給食について

認定こども園は完全給食です。

アレルギーのあるお子さんについては、医師の指示書のもと、対応できる限り除去食を提供します。アレルギー以外の除去食については対応できません。

アレルギーがあるお子さんについてのみ、指示書の提出があるまではお弁当持参になります。



蔵王町認定こども園保育料について《3号認定》

保育料は、入所児童の父母（ひとり親の場合は父または母）の市町村民税額の合計額をもとに、以下の「利用者負担額徴収基準額表」の階層区分に応じて保育料を決定します。

〔注〕ただし、両親ともに（ひとり親の場合は父または母の）年収が103万円未満の場合で、同居している祖父母がいるときは、所得の高い方の市町村民税額を合算することになります。

※ 4月から8月分までは前年度の課税額、9月から3月分までは当年度の課税額にて算定します。

※ 入所児に兄弟がいる場合は、階層区分に応じて保育料が減免になります。

※ ひとり親世帯の方や障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方、特別児童扶養手当対象児がいる世帯の場合で、住民税の所得割額が77,101円未満のときは、裏面の徴収基準額表（ひとり親・障害者世帯）に定める保育料となります。

※ 住宅借入金特別控除等の税額控除は、保育料算定には反映されない取扱いとなります。

※ 未申告の場合（前年の収入について、申告手続きしておらず、こちらで収入等が確認できない場合）は最高額の保育料となります。

利用者負担額徴収基準額表

【一般世帯】

階層区分	市町負担額 市町村民税区分		多子減免 カウント方法	短時間	標準時間
第1(1)	生活保護世帯		年齢制限なし	0円	
第2(2z)	市町村民税 非課税世帯				
第3(3z1)	均等割のみ			16,000円	
第3の2(3z2)	市町村民税 所得割 課税世帯	6,000円未満	第1子 全額 第2子 半額 第3子 無料	17,800円	18,000円
第3の3(3z3)		48,600円未満		19,300円	19,500円
第4の1(4z1)		54,600円未満		22,600円	23,000円
第4の2(4z2)		57,700円未満		24,600円	25,000円
第4の3(4z3)		77,101円未満	年齢制限あり (小学校就学前)	26,600円	27,000円
第4の4(4z4)		97,000円未満		29,600円	30,000円
第5の1(5z1)		121,000円未満	同時に幼稚園・認定こども園を利用する子をカウント	35,600円	36,000円
第5の2(5z2)	169,000円未満				
第6(6)	301,000円未満				
第7(7)	301,000円以上	第1子 全額 第2子 半額 第3子 無料			

【ひとり親世帯・障害者世帯】

階層区分	市町負担額 市町村民税区分		多子減免 カウント方法	短時間	標準時間
第1(1)	生活保護世帯		年齢制限なし 第1子 全額 第2子 無料 第3子 無料	0円	
第2(2x)	市町村民税 非課税世帯				
第3の1(3x1)	市町村民税 所得割 課税世帯	均等割のみ		9,000円	
第3の2(3x2)		6,000円未満			
第3の3(3x3)		48,600円未満			
第4の1(4x1)		54,600円未満			
第4の2(4x2)		57,700円未満			
第4の3(4x3)		77,101円未満			

※ 市町村民税所得割が77,101円以上のときは、一般世帯と同じ保育料体系